

社会福祉法人 安寿会 役員報酬規程

〔 平成29年6月3日
規程 第 27 号 〕

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人安寿会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、報酬を支給する。ただし、施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 法人の事業運営に関わる業務に直接従事した場合、及び経営上の取組みに関わった場合で支出が相当と思慮される場合

1回 20,000円

(2) 監事が法人の監事監査、会計指導に直接従事した場合

1回 15,000円

(公表)

第3条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法五十九条の二第一項二号の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附則

平成13年4月1日付 役員報酬支給基準は廃止とする

この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日より適用する。